

亀山市告示第39号

亀山市地域まちづくり交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月10日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市地域まちづくり交付金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市地域まちづくり交付金交付要綱（平成29年亀山市告示第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条—第3条）	第1章 総則（第1条—第3条）
第2章 均等割及び人口割交付金 （第4条—第12条）	第2章 均等割及び人口割交付金 （第4条—第12条）
第3章 地域活性化支援事業交付金 （第13条— <u>第19条</u> ）	第3章 地域活性化支援事業交付金 （第13条— <u>第16条</u> ）
	第4章 <u>地域介護予防支援事業交付金</u> （第17条—第21条）
第4章 <u>基金</u> （第20条—第22条）	第5章 基金（第22条—第24条）
第5章 <u>雑則</u> （第23条—第25条）	第6章 雑則（第25条—第27条）

附則

(交付金の名称及び種類)

第2条 [略]

2 交付金の種類は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 地域活性化支援事業交付金  
地域の活性化を目的とした自主的かつ主体的な取組に対して交付する交付金並びに当該交付金を活用し多様な主体との協働・連携により地域の課題解決及び活性化を図る取組に対して交付する地域協働連携強化支援事業加算金（以下「加算金」という。）

[号を削る。]

(均等割及び人口割交付金の限度額)

第5条 [略]

(均等割及び人口割交付金の交付申請)

第6条 [略]

(均等割及び人口割交付金の交付決定)

第7条 [略]

(均等割及び人口割交付金の交付請

附則

(交付金の名称及び種類)

第2条 [略]

2 交付金の種類は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 地域活性化支援事業交付金  
地域の活性化を目的とした自主的かつ主体的な取組に対して交付する交付金

(3) 地域介護予防支援事業交付金  
社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を継続的に行う取組に対して交付する交付金

(交付金の限度額)

第5条 [略]

(交付金の交付申請)

第6条 [略]

(交付金の交付決定)

第7条 [略]

(交付金の交付請求)

求)

第8条 [略]

(均等割及び人口割交付金の額の確定)

第11条 [略]

(均等割及び人口割交付金の交付決定の取消し)

第12条 [略]

(地域活性化支援事業交付金の交付対象事業)

第13条 地域活性化支援事業交付金 (加算金を除く。以下同じ。)の交付の対象となる事業 (次条及び第15条において「交付対象事業」という。)は、協議会が実施する事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業 (1の年度内に実施するものに限る。)で、地域の課題解決及び活性化に寄与すると市長が認めるものとする。

(1) 多世代交流事業

(2) 地域資源保存・伝承事業

(3) 組織基盤強化事業

(4) 移住交流人口創出事業

(5) 暮らしの安心安全創出事業

(6) 地域介護予防支援事業

(地域活性化支援事業交付金の交付対象経費)

第8条 [略]

(交付金の額の確定)

第11条 [略]

(交付金の交付決定の取消し)

第12条 [略]

(交付金の交付対象事業)

第13条 地域活性化支援事業交付金の交付の対象となる事業は、協議会が実施する条例第5条各号に掲げるいずれかの事業 (1の年度内に実施するものに限る。)で、地域の活性化及びコロナ禍からの回復に寄与すると市長が認めるものとする。

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

(交付金の交付対象経費)

第14条 地域活性化支援事業交付金の交付の対象となる経費は、交付対象事業の実施に要する経費のうち市長が必要と認めるものとする。

(地域活性化支援事業交付金の額)

第15条 地域活性化支援事業交付金の額は、交付対象事業の実施に要する経費と20万円を比較していずれか少ない額に、第19条に規定する加算金の額を加算した額とする。

(地域協働連携強化支援事業加算金の交付対象事業)

第17条 加算金の交付の対象となる事業（以下「加算金交付対象事業」という。）は、第13条に規定する事業であって、交付対象者が他の主体（次項において「協働主体」という。）と協働・連携して実施するものとする。

2 協働主体は、次の各号の要件を満たす団体等をいい、原則として個人は含まない。ただし、加算金交付対象事業の特殊性等を理由として個人の参加を市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 協議会の会員（協議会の会則等に基づき会員としての地位を有し、現に当該協議会に対して会費、負担金又はこれらに準ずる金

第14条 地域活性化支援事業交付金の交付の対象となる経費は、前条の交付対象事業の実施に要する経費のうち市長が必要と認めるものとする。

(交付金の限度額)

第15条 地域活性化支援事業交付金の額は、第13条の交付対象事業の実施に要する経費と30万円を比較していずれか少ない額を限度とする。

[条を加える。]

金を支払っている者をいう。)で  
ないこと。

(2) 地域住民一般の利益の増進  
に資する公益的活動を行っている  
こと。

(3) 原則として過去1年以上加  
算金交付対象事業と同一又は関連  
する分野における活動実績を有し、  
地域との関係性が確認できること。

(4) 選挙運動及び特定の政党又  
は候補者の支持、反対等の政治活  
動並びに宗教的布教又は信仰者獲  
得を主たる目的とする活動を行っ  
ていないこと。ただし、宗教法人  
その他の団体が当該事業の内容に  
ついて宗教的活動を主たる目的と  
しない場合は、この限りでない。

(5) 当該協働主体及びその役員  
等が暴力団等の反社会的勢力又は  
反社会的勢力と関係を有する者で  
ないこと。

(地域協働連携強化支援事業加算金  
の交付対象経費)

第18条 地域協働連携強化支援事業  
加算金の交付の対象となる経費は、  
加算金交付対象事業の実施に要する  
経費のうち市長が必要と認めるもの  
とする。

(地域協働連携強化支援事業加算金

[条を加える。]

の額)

第19条 地域協働連携強化支援事業  
加算金の額は、加算金交付対象事業  
の運営に要する経費と10万円を比  
較していずれか少ない額とする。

[章を削る。]

[条を加える。]

第4章 地域介護予防支援事業  
交付金

(交付金の交付対象事業)

第17条 地域介護予防支援事業交付  
金の交付の対象となる事業は、亀山  
市地域介護予防活動支援事業補助金  
交付要綱（令和2年亀山市告示第  
130号）第4条に規定する事業で  
あって、当該事業を開始した日の属  
する年度から起算して4年度以上継  
続しているものとする。

(交付金の交付対象経費)

第18条 地域介護予防支援事業交付  
金の交付の対象となる経費は、前条  
の交付対象事業の実施に要する経費  
のうち市長が必要と認めるものとす  
る。

(交付金の限度額)

第19条 地域介護予防支援事業交付  
金の額は、第17条の交付対象事業  
の運営に要する経費と10万円を比  
較していずれか少ない額を限度とす  
る。

(準用)

#### 第4章 基金

(基金の設置等)

第20条 [略]

(基金事業)

第21条 [略]

(基金の管理)

第22条 第20条第3項の規定による承認を受けた基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により保管しなければならない。

2 [略]

#### 第5章 雑則

(財産処分制限)

第23条 [略]

(見直し)

第24条 市長は、令和12年3月3

第20条 第6条から第12条までの規定は、地域介護予防支援事業交付金の交付について準用する。この場合において、第6条から第8条まで、第11条及び第12条中「均等割及び人口割交付金」とあるのは、「地域介護予防支援事業交付金」と読み替えるものとする。

(交付回数)

第21条 地域介護予防支援事業交付金は、1の協議会につき1の年度において1回に限り交付する。

#### 第5章 基金

(基金の設置等)

第22条 [略]

(基金事業)

第23条 [略]

(基金の管理)

第24条 第22条第3項の規定による承認を受けた基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により保管しなければならない。

2 [略]

#### 第6章 雑則

(財産処分制限)

第25条 [略]

(見直し)

第26条 市長は、令和8年3月31

<p>1日までの間に、交付金の交付の在り方に関する検証を行い、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第25条 [略]</p>	<p>且までの間に、交付金の交付の在り方に関する検証を行い、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第27条 [略]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

様式第6号中「(第22条関係)」を「(第20条関係)」に、「第22条第2項」を「第20条第2項」に改める。

様式第7号中「(第22条関係)」を「(第20条関係)」に、「第22条第3項」を「第20条第3項」に改める。

様式第8号及び様式第9号中「(第22条関係)」を「(第20条関係)」に、「第22条第4項」を「第20条第4項」に改める。

様式第10号中「(第23条関係)」を「(第21条関係)」に、「第23条」を「第21条第2項」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。